

# 中小企業のための

## 法律講座



### 香港における中古車の輸入規則および留意点②

#### STEP3: 車両検査

輸入後 運輸署の試験センターで排気ガスと騒音の検査を受けます。その際、香港の排気ガスおよび騒音排出基準に適合している証明書類として、輸入前に環境保護署から発行を受けた許可証(上記のSTEP1参照)を提出します。「第374章道路交​​通条例」に基づく安全基準を満たし、検査をパスすると、試験センターが発行の自動車機械検査合格証書(試験センター発行)と暫定課税通知書(香港税関発行)を提出して、英語または中国語の翻訳文と「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP4: 車両登録およびライセンスの取得

車面検査合格後「第374章道路交​​通条例」おける「第374章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP1: 車両構造許可の申請

車面登録は車面ナンバー(Registration Mark)と車種(Type Approval)を付与するもので、香港で車を販売する際は売主が車面登録「374道路交​​通条例」およびその附属規則である「374F(持)規定」と「374Fの道路交​​通(車両構造と維持)規定」と「374Fの道路交​​通(車両構造と維持)規定」を遵守する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。

- 申請書(様式TD2)
- 車両製造業者あるいは販売業者の請求書、領収書
- 自動車登録証・船積書類の原本+輸出抹消返送登録証明書(日本の国境保護署から発行を受けた許可証(上記のSTEP1参照)を提出します。「第374章道路交​​通条例」に基づく安全基準を満たし、検査をパスすると、試験センターが発行の自動車機械検査合格証書(試験センター発行)と暫定課税通知書(香港税関発行)を提出して、英語または中国語の翻訳文と「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP2: 排出基準への適合申請

PEVの場合も、一般車面と同じく、「第311章大気汚染規制(車両設計基準) (排出)条例」は適用しないものの、例「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP3: 輸入申告

第一般車両のSTEP2と同様です。

#### STEP4: 車両検査

基本的に一般車両のSTEP3と同様ですが、安全装備に関する道路交​​通の「374F(持)規定」と「374Fの道路交​​通(車両構造と維持)規定」を遵守する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。

- 該当する電動車の情報一覧表(ファクトシート)および車面の写真、5点の情報(運輸署類型判定組)を提出し、許可を取得する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。
- 申請書(様式TD2)
- 車両製造業者あるいは販売業者の請求書、領収書
- 自動車登録証・船積書類の原本+輸出抹消返送登録証明書(日本の国境保護署から発行を受けた許可証(上記のSTEP1参照)を提出します。「第374章道路交​​通条例」に基づく安全基準を満たし、検査をパスすると、試験センターが発行の自動車機械検査合格証書(試験センター発行)と暫定課税通知書(香港税関発行)を提出して、英語または中国語の翻訳文と「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP2: 排出基準への適合申請

PEVの場合も、一般車面と同じく、「第311章大気汚染規制(車両設計基準) (排出)条例」は適用しないものの、例「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

#### STEP3: 輸入申告

第一般車両のSTEP2と同様です。

#### STEP4: 車両検査

基本的に一般車両のSTEP3と同様ですが、安全装備に関する道路交​​通の「374F(持)規定」と「374Fの道路交​​通(車両構造と維持)規定」を遵守する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。

## ▲ こんなことでお困りではありませんか。

- >>> 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
- >>> 相手側から契約書を渡されましたが、サインして大丈夫?
- >>> 念のために契約書を作成したい。
- >>> 売掛金の回収ができない.....
- >>> 香港に資産がある方がおこくなりになった。
- >>> 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。



ANDY CHENG 鄭國有  
弁護士 (香港、大湾区 (GBA), 英国) 中国委託公証人

### 筆者紹介

アンドレイチエソフ法律事務所代表

米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能

www.andysolicitor.com  
info@andysolicitor.com

(First Registration Tax) Ordinance (Current Version) 交​​通条例 Cap. 374 Road Traffic Ordinance (Current Version) 香港法令第374A道路交​​通(車輛構造及保養) 311 Air Pollution Control (Vehicle Certification body) が認機関 (Independent Recognition body) が発行した証明書あるいは、独立した承認機関が作成した試験報告書の提出も必要となります。書類申請の審査が終了すると、運輸署類型判定組は、車両検査の紹介状 (Referral Letter) を発行します。

提出し、許可を取得する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。

1.申請書(様式TD2)

2.車両製造業者あるいは販売業者の請求書、領収書

3.自動車登録証・船積書類の原本+輸出抹消返送登録証明書(日本の国境保護署から発行を受けた許可証(上記のSTEP1参照)を提出します。「第374章道路交​​通条例」に基づく安全基準を満たし、検査をパスすると、試験センターが発行の自動車機械検査合格証書(試験センター発行)と暫定課税通知書(香港税関発行)を提出して、英語または中国語の翻訳文と「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

4.申請者の身分証明(法計基準) (排出) 条例「および「第401章騒音規制(自動車)条例」の両規定を遵守する必要があります。申請の流れは一般車両のSTEP1と同じです。

5.暫定課税通知書(香港税関発行)

6.自動車機械検査合格証書(試験センター発行)

7.暫定課税通知書(香港税関発行)

なお、2については、英語または中国語の翻訳文と「第401章騒音規制(自動車)条例」は適用し、証明書を添付することが必要となります。

8.330章自動車(首次登記税) 条例「により、運輸署に香港ライセンス事務処に車両の第一次登録およびライセンスを取得します。車面登録は車面ナンバー(Registration Mark)と車種(Type Approval)を付与するもので、香港で車を販売する際は売主が車面登録「374道路交​​通条例」およびその附属規則である「374F(持)規定」と「374Fの道路交​​通(車両構造と維持)規定」を遵守する必要があるため、左ハネドール車の登録およびライセンス取得は、許可されません。提出書類は以下のとおりです。